

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	39	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	37の2-1	許認可等の内容	貯蔵施設及び特定供給設備の変更許可	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (変更の許可) 第37条の2 第三十六条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 液化石油ガス販売事業者は、前項ただし書の貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした都道府県知事に届け出なければならない。 3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。 [参考条文1] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (許可の基準) 第37条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。 [参考条文2] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第56条(貯蔵施設等の変更の許可申請) 第52条(貯蔵施設の技術上の基準) 第53条(特定供給設備の技術上の基準) 第54条(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準)						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定